

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和2年9月定例会

議案の 件名	議案第60号 交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
本条例は、一般職の職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。		大阪府、近隣市、近隣市の消防事務一部事務組合等においても同様の改正が行われている。				
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
国、大阪府等において、新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事した職員に対し支給する特殊勤務手当についての特例が設けられたことを受け、本市においても同様の趣旨の特例を設ける必要がある。						
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉				
国においては、人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）の一部が改正され、令和2年3月18日に公布及び施行された（令和2年1月27日から遡及適用）。 大阪府においては、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部が改正され、令和2年5月29日に公布及び施行された（令和2年2月1日から遡及適用）。		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）	5 働くことと、家族や人生などとのバランスを大切にしている			
		○その他の計画（該当する場合のみ）				
		計画名称				
策定年度						
計画期間						
〈市民参加の状況〉						
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）						
		〈政策等の実施時期〉		公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。		
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
		総務部	人事課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 新旧対照表等		

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
について

1. 条例改正の目的

国及び大阪府において、新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事した職員に対し支給する特殊勤務手当についての特例が設けられたことを受け、本市においても同様の趣旨から、このような職員に対し支給する特殊勤務手当（感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当）の特例を設けるもの

2. 条例改正の内容

新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事した職員に対し支給する感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当について、下表のとおり特例を設ける。

対象業務	手当額 (日額)
①新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に接する業務 ②新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理	3,000円
③新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う業務 ④新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に長時間にわたり接する業務	4,000円

3. 実施時期

公布の日から施行し、令和2年2月1日から遡及適用する。

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

新 旧 対 照 表

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年条例第25号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>（略）</u></p> <p><u>（感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例）</u></p> <p>2 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に関する業務で次に掲げるものに従事したときは、感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、別表条例第3条第2号の項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>（1） 新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に接する業務</u></p> <p><u>（2） 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理</u></p> <p><u>（3） 新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う業務</u></p> <p><u>（4） 新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に長時間にわたり接する業務</u></p> <p>3 <u>前項の感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>（1） 前項第1号及び第2号に掲げる業務 従事した日1日に</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>（略）</u></p>

つき3,000円。ただし、当該業務が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われる業務（以下「深夜業務」という。）であるときは、その勤務1回につき3,000円。

(2) 前項第3号及び第4号に掲げる業務 従事した日1日につき4,000円。ただし、当該業務が深夜業務であるときは、その勤務1回につき4,000円

4 第2項第1号又は第2号に掲げる業務のいずれかに従事した日（当該業務が深夜業務である場合にあつては、1回の勤務の勤務時間）において、同項第3号又は第4号に掲げる業務にも従事した場合については、同項第3号又は第4号に掲げる業務に従事した場合にのみ該当するものとして感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。